



在宅心障児を訪問する指導員

① 障害の軽い児童生徒の教育
 軽度心身障害児の教育は通常の学級
 訪問教育へのとりくみは、歴史的に
 もまだ十年足らずの新しい教育で、わ
 けても方法開発は急を要する課題であ
 る。

表11 管内・市町村別対象児童生徒数

中		北										
大越町	常葉町	船引町	郡山市	白沢村	大玉村	本宮町	梁川町	霊山町	伊達町	二本松市	福島市	市町村名数
1	1	1	9	2	3	1	1	3	1	2	11	数
計		相	双	会		津		県		南		市町村名数
5市14町4村	いわき市	檜葉町	広野町	双葉町	北会津村	塩川町	会津高田町	会津坂下町	会津若松市	表郷村	棚倉町	数
72	16	1	2	1	2	1	5	1	3	2	2	数

表10 昭和53年度在宅訪問指導員配置状況

管内	指導員数
県北	6
県中	3
県南	1
会津	3
南会津	0
相双	1
いわき	4
計	18

の教育課程をそのまま適用したのでは効果をあげにくいばかりか、長期にわたり学業への不応をきたし二次的な問題をひきおこす場合も少なくない。このためその障害の特性や程度に応じて特殊教育諸学校の学習指導要領を参考とし、弾力的に教育課程の編成ができることとなっている。軽度心身障害児については「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方報告」(昭和五十三年八月十二日、特殊教育に関する研究調査会)の中で表12のように述べられている。

表12 軽度心身障害児

障害	障害の程度
弱視者	○ 両眼の矯正視力0.1以上0.3未満 ○ 視力以外の視機能障害が高度の者で、その視機能障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表盲者の項に規定する程度に達しない者
難聴者	○ 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上で、補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない程度の者 ○ 両耳の聴力損失が50デシベル未満で、補聴器を使用しても通常の話声を解することが困難な程度の者
精神薄弱者	○ 精神発育の遅滞の程度が軽度な者のうち、社会的適応性が特に乏しい者を除いた児童生徒
肢体自由者	○ 肢体不自由の程度が学校教育法施行令第22条の2の表肢体不自由者の項に規定する程度に達しない軽度の者
病弱・身体虚弱者	○ 慢性的疾患又は身体虚弱の状態が学校教育法施行令第22条の表病弱者の項に規定する程度に達しない者

「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」(昭和53年8月12日)より抜粋。

なされるわけであるが、その指導形態は一律には考えられない。軽度の心身障害といっても精神薄弱児と弱視児・言語障害児とはまた教育措置上の意味あいはやや異なる。軽度の弱視児や言語障害児の場合は、通常の教育課程をもとに、その障害にかかわる部分にどのように留意して指導するかを考慮し教育課程を編成することになる。指導形態も通報や巡回指導による矯正・訓練あるいは通常の学級で留意して指導することになる。

○ 同軽度心身障害児としての精神薄弱児は特別の教育課程による必要が重要となろう。つまり、その心身障害の特性として、
 ○ 精神発達が進んでいない段階にとどまりやすく、その発達の速度も比較的小さい。

○ 抽象的思考、概念学習あるいは国語・算数・社会・理科といった教科学習での差が年令の増加とともに顕著になってくる。

○ 社会性の伸長や身体の発育では遅滞がないか普通児に近い。

○ 手指や身体を使った作業能力では、普通児に劣らない面も多々ある。等々あげうる。従って教育課程はその学習上の特性をふまえて編成され指導も学級を固定し学校生活の中核となる場を保ちつつ指導される。

○ 難聴学級の教育課程も伝音性・感音性等の障害の特性・聴能訓練のすすみぐあいと改善の状況などに対応できるような弾力的な編成がなされなければならない。従ってその指導形態も一律にはきめがたいところがあり、児童生徒の実態に応じてくふうされなければならない。